

令和5年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年10月25日（水）

## 令和5年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年10月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後4時		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 菊地 宏利 委員 議席番号7番 須田 和弘 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第30号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月の3条案件は2件です。農地法3条につきましては改選後初めて議案となります。農地法3条は農地の売買の議案ということです。農地法3条の規定の場合には、要件がありまして、譲受人がこの要件を満たしている場合に許可が下りるといようなものになります。まず3条の要件ですけれども、全部を効率的に耕作しているということ、常時従事しているということ、またその受け手およびその世帯員が農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を与えてないということが主な許可の要件ということになっております。</p> <p>1番ですが譲受人 上里町〇〇〇 △△△番地 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇 △△番 面積は447㎡、地目は田、農業振興地域内の青字です。譲受人の居住地から470メートル、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが、耕作面積23,733㎡です。内自作が21,460㎡、借受が2,273㎡でございます。貸付地、不耕作地はありません。従業者数は3人、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台等所有しています。主に米、露地野菜を作付けしております。譲受人は57歳の専業農家です。自作地に隣接する農地を購入し、経営規</p>

		<p>模を拡大するため、申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人は上里町〇〇〇〇△△番地 ●●●●氏、(株)●●●●の会長です。譲渡人 高崎市〇〇〇△△番地 〇〇 〇〇氏です。8筆の売買になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△番 面積は1,353㎡、外7筆になります。合計で14,936㎡です。①番の大字〇〇〇△△ 1353㎡については農業振興地域内の白地、その外の7筆は農業振興地域内の青地の農地です。地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約3,400m、権利内容は売買による所有権移転になります。譲受人に関する事項は耕作面積1,711㎡。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は3人。トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台等所有しています。譲受人は56歳の農家の方で、認定農業者にもなっておりまして以前から借りていた農地を購入し経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>1番について 現地見ましたが、問題ないと思います。</p> <p>2番について 現地はネギが作付けされており、まわりもきれいで問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>何点かお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。1点目は申請時点、農家としての資格条件がこれでもよろしいのかということを考える次第であります。前回の農業センサスの対象になっていたんでしょうか。2点目として、夫妻の経営状況、農作業状況、農業収入状況がどうなってるか。お聞きしたい。3点目として農地取得の経営計画を教えてください。4点目として、取得後の農地利用計画は、(株)〇〇〇〇の従業員と区別できるのか。個人として申請が出てますので、その辺は、区別できるのかどうか確認をしたいと思います。5点目として、以上のことからですね、農事組合法人での譲受けではまずいのですかということ</p>
	議長	
	山下 登委員	
	中久木 大祐委員	
	議長	
	柴崎 久男委員	

		<p>お聞きしたい。6点目として、農地部門の責任者が、●●●●さんから移っているということを耳にしております。申請人●●●●さんに疑義を感じるわけなんですけども、実際には㈱〇〇〇〇の従業員さんがやっておりますね。個人の申請では、私はあまりふさわしくないような感じがします。7点目として、最後に本人を呼んで今後の上里町における農業計画を、ぜひ聞いていただくのはいかがでしょうかと考えます。現実専業農家が農地取得に迷うのに、農業外所得で農地を取得しようとする考えに上里町農業委員会に対して、ちょっと言葉悪いですけど挑戦状のように思われますが、皆様いかがでしょうか。8番目として最後に、11ページに基盤強化促進法に基づく設定農地がありますけども、2番3番を見ていただきたいんですけども、㈱〇〇〇〇で農地を二筆、借りている現実があります。</p> <p>こういった状況を考えますと、今回は保留にして、将来の上里町農業委員会の姿勢を示すことが必要ではないかと考えます。皆様方の方、お考えを聞かせていただきたいと思います。以上です。</p>
	議長	ありがとうございます。事務局よりお願いします。
	事務局	ありがとうございます。1点目農業センサスの関係という事ですが、これは1番2番の案件ですか
	柴崎 久男委員	2番だけです。
	事務局	●●●●さんが対象かということですか。
	柴崎 久男委員	●●●●さんがセンサスにできていますかという事です。
	事務局	それに関しては今資料がないので、確認させていただく必要があるかなと思います。
	事務局	2つ目の農作業状況ですけれども、●●●●さんの方からはお話として、経営をしたいという事でキャッサバ芋及び長ネギの栽培を主に考えているという事で計画を出していただいております、今現在もやっているという話がありました。そういう風に営農計画書が出ております。

	柴崎 久男委員	何日やっているんですか。
	事 務 局	150日とあります。申請書の方には常時従事しているという話です。
	事 務 局	すいません。誤りで●●●●さんの農作業日数は250日ということです。また息子さんも同じ世帯で農業をやっていたら可能ですが息子さんは150日です。
	柴崎 久男委員	息子さんは㈱○○○○の従業員なんでしょう。
	事 務 局	そうですね。
	柴崎 久男委員	私は㈱●●●●の○○○○さんならやむを得ないかなと思うんです。それよりも、認定農家としてふさわしいのは息子さんで、㈱●●●●常務取締役の息子さんの名前であれば、一番現実の農業経営形態としてふさわしいんじゃないかなと思います。㈱○○○○グループの会長であっても、農業をやっていない人が個人申請してくること自体が、現実として現場と乖離してるじゃないですか。そこを私は、皆さんで考えましょうということで。これ第二、第三の○○さんだって出てくると思うんですよ。今回通せばそれも通さなくてはならないですね。そこをよく現実視して、現実と、個人の●●●●さんが合ってるのかどうかっていうことを私はどんなふうの確認をとったらいのかなあということで、心配です。
	事 務 局	ありがとうございます。柴崎委員のおっしゃる通りで、農地を相続したけれども、管理できないというお話は毎週のように受けているところでございます。ましてこの方の場合、お兄さんから農地を受け継ぎましたが、自分は遠方にお住まいで、どうしようかというところで、貸し借りをしていた㈱○○○○にお話を投げかけて、購入していただきたいというお話をしたのが始めの発端なのかなと思います。実際に、会社で買うか、また個人で買うかどうかというお話はございました。こちらとしては、経営としては、今、㈱○○○○として、かなり皆さんご存知だと思いますが、ネギなどを作っていると思います。でも現実いろんな部分で土地の購入に関しては会社で購入する場合と、個人名で購入する場合っていうのがあります。

	柴崎 久男委員	会社と言っても農事組合法人(株)〇〇〇〇です。通称会社といっても一般の会社じゃなくて、農事組合法人です。
	事務局	工業や商業の株式会社とは違い農事組合法人ですから、農事組合法人会社名ですかね。会社名で購入するケースと、個人名で購入するケースがございますので、そのところにつきましては個人名で購入するケースというのもないわけではない部分があるかと思います。ましてや現在●●●●様につきましても、会長職ということで、メインかという、やはり主体は息子さんいろいろ動いてるようですが、そもそもご存知かと思いますが(株)〇〇〇〇さんは、異業種の会社を初めはされておまして、途中から農業の方に切り替えをされました。農業の方に切り替わった際は、この●●●●さんが中心になって農業に切り替えて進んでいるわけですね。今現在(株)〇〇〇〇さんで経営されている中でも(株)〇〇〇〇さんでお持ちの土地の部分と、●●●●さん個人で所有している土地の部分もありますので、ちゃんとした区別、住み分けっていう意味では柴崎委員のおっしゃる通り、(株)〇〇〇〇さんの方が好ましかないと感じます。ただ土地を購入するという意味では、法人名義か、個人名義かっていう選択肢で個人での購入というのは、ないわけではないのかなと思っています。今おっしゃる通り、それが良いか悪いかというのは、この農業委員会で諮るというお話もございましたので、皆さんに良いか悪いか判断してもらっても構わないかと思いますが、問題はないのではないかなと申請に関しては受けているところがございます。以上です。
	木村 隆之委員	貸付地の1万1,256㎡、これについても、●●●●さんは元から農地を持ってなかったと思う。ちょうどこの貸付地があるということは、農業委員会で農地を取得したのではないかというふうに考えられる。以前の農業委員会では許可をしたのかどうか、その辺を聞きたい。
	事務局	こちらにつきましては以前、●●●●さんが購入されまして、許可を受けたものになっております。●●●●さんは平成14年頃から農業を自分で始められて、認定農業者もとりまして、ネギを作られているので農地を買うこともできたと見ております。

	<p>会 長 代 理</p> <p>事 務 局</p> <p>柴崎久男委員</p> <p>事 務 局</p> <p>柴崎 久男委員</p> <p>事 務 局</p>	<p>●●●●さんの認定農業者の5か年計画の書類はありますか。</p> <p>あります。農政の方に出されております農業経営改善計画認定申請書の方には、目標とする営農としまして、穀物、イモ類、キャッサバ芋の生産拡大、販路拡大、キャッサバ芋の優良種苗の繁殖というのを目標とされているというような申請であります。</p> <p>そのキャッサバとか、観葉植物みたいな、あれだって堀込のあそこで(株)〇〇〇〇の従業員さんが作付けしてます。</p> <p>ありがとうございます。会社として取り組んでいるところもあるかと思うんですが、個人として、先日購入するときのお話の中で、キャッサバも含めて、色々な野菜に関して研究もしていきたいと言っており、そういう面では、今現在使っているネギ畑やキャッサバ畑の他に、研究というわけではないですが、そういうところも欲しいという話はしておりました。この認定農業者の5ヶ年計画につきましても、代表的なお話で計画書を作られているかと思えますけども、本人は、当時からやり手で、すごくビジョンは大きなものを持っておりまして、それが本当かどうかというのはなかなか難しい判断になりますけども、やる気という面ではすごく行動力のある方ですので、いろんな調整をして(株)〇〇〇〇としていずれは、どんどん拡大をしていきたいという中でも、まだまだ会長職にはなったものの現役を退かずに、中心になって新しい新規開拓に向けて動きたいという話はしておりました。</p> <p>農事組合法人(株)●●●●会長●●●●で出てきてる。</p> <p>そうですね。あとはその土地を取得しての税金の話なのか、私も細かいところまではわかりませんが、法人として取得をする場合と、個人として取得をする場合と、またそれを維持していくときと、その辺が多分(株)〇〇〇〇は専属の税理士さんのような方がいらっしゃるかもしれませんが、そういうところを相談した結果、結論が個人での購入という形になったのかなと思っております。</p>
--	--	--



	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>坂本 茂委員</p> <p>事務局</p> <p>坂本 茂委員</p>	<p>保留した方がよい。と言うご指摘もございましたので、保留にするのか、いや若しくはこういう意見もあるので良いのではないかとすとか、農業委員会ではこういう意見はどうなんだろうかっていう話もいただければありがたいかなと思います。よろしくお願いします。</p> <p>他に質疑がありますか。</p> <p>確認したいんですけども、前の農業委員会で、上里町について5反を耕作若しくは所有してないと、農地は買えないという事でしたが、それはクリアしてるわけですよね。</p> <p>令和5年4月に法律改正がありまして、その5反要件がなくなりました。今年の4月からは、今まで5反耕作してないと農地は買えなかったのですが、それが撤廃されました。5反要件は今はないですが、今回の●●●●さんの場合は、持ってる土地と購入後の面積を合わせて5反あるので、5反要件があってもそこはクリアしています。</p> <p>そうすると、柴崎委員の意見については、私も大賛成なんですよ。確かにその通りだと思うんですけども、私達は農業委員として、農地法3条の許可、いわゆるここに載ってる許可にするか、不許可にするか、保留にするかを審議する立場にある。農地法3条について私達は効率的な審議をして、その決定するのが私達の仕事なんです。法人だから良いとか、個人だから駄目だとかっていうのは、まず農地法上で、ないってことですよ。農地を買う要件も満たしてると。農地法3条で一番大切なのは、農地を農地のまま使えるかどうかで、今持ってる農地をきちんと耕作してるし、きちんと管理ができてると。そういう人ならば根拠をここで言ってる所有権の売買、新しく農地を買ってもきちんと農地を農地として管理と保全ができるかどうかっていうのは、私達農業委員の一番の許可を出すか出さないかっていうところなんですけど、今の説明聞いてると、確かに柴崎さんの言う通りだと思いますが、農業委員としては、これに許可を出さないとか保留にするというのは、この場ではできないのかなと思います。だから色々あると思いますが、他の方がどうだかわかりませんが農業委員としては許可をせざるを得ないんじゃないかと、私は感じました。</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>中久木大祐委員</p> <p>事務局長</p>	<p>ありがとうございます。他に、ありますか。</p> <p>すいません。私は個人的に大御堂ですので、西大御堂の方で(株)●●●●さんが規模拡大して大きくやっ てるのは存じ上げてました。見させていただいた農地は、この地区限定に関しては何ヶ所か見たときに、先 ほど申し上げましたが、農地として機能してるというか、もちろんネギもこれから作るんだろうし、現時点 でネギを作付けしてる所も町内にあちこちあるんですが、(株)●●●●さんと知り合いという訳ではない ですが、町内うろうろしていれば当然、ここは(株)●●●●さんだなというところは見かけます。作ってある もの、ネギについてはよくわからないですが、畦畔など、見た感じですけど普通に農地を使っていたいて いる。お見受けする限りでは、大御堂だけでなく、他の地域でも大体(株)○○○○さんの場合は看板も出てる し、先ほどおっしゃられたような事に関してはそんな。どうなんでしょう。皆さんの判断です。</p> <p>坂本委員のご意見ということで、まず、坂本委員のおっしゃった通り、農業委員会として、この3条とい うのは、農地を農地として利用するというので、採択権限は町の農業委員にあります。我々もこの話をも う数か月前からいただいて、当然、関口、長谷川と私どもで、まず●●●●さん個人で、申請するのか、会 社であるのかその機宜、話をいたしまして、今回は●●●●さん個人でということで、申請の方を受理した ところで、先ほど説明した通りどちらの可能性もあるんですが、個人でも行けるということで、ここに上程 させていただいた経緯でございます。3条で買ったからには、当然営農を真剣にやっただくというのは 大前提でございます。この3条も、亡○○さんの土地を、以前から大御堂地区で○○さんはずっとお借りし て耕作していたという経緯もございました。おそらく引き続き今中久木委員が言った通り、今後も農業以外 には、3年3作とかあると思いますが、(株)●●●●が、引き続き、やっただけののだと思っております。 柴崎委員からも会社として申請、と言うご意見もありました。質問が8点ありまして、跡継ぎがどうなっ てるかという事に関しては、息子さんは当然やってますし、今社長は別の人で、○○○○さんという方が社長 でして、会社の方も組織もしっかりしてると判断しております。また、本人をお呼びするというお話あり ましたが、経営計画等や認定農業者の方の書類等も出ており、町も健全に活動をしているという判断でして、 個人としてか会社としてか色々検討しましたがこのよう形になりました。意見ということで、許可、不許</p>
--	--------------------------------------	---

		<p>可、保留ということ、ここを踏まえて委員の皆さんに審議をしていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>柴崎久男委員 息子さんの申請では駄目ですか。農業外所得で3条の農地取得はふさわしくないんじゃないですかね。息子さんだっけこれからの上里町をしょってもらえるんじゃないですか。㈱〇〇〇〇が現実に作ってるわけですよ。作ってもらわないと困るんですよ。作ってもらわないと困りますが、そこも私はわからない。さまよってる。息子さんで新規就農で良いじゃないですか。資金借りておいて後でお父さんが払えばいいんだから。その辺をしっかりと上里町農業委員会が押さえておかないと、これから出てくるんですよ。2番目、3番目、4番目が。そう私は思います。</p> <p>事務局 ありがとうございます。ケースとしては、今回初めてのケースではなくて、中にやはり法人でありながらも個人の名前で土地を買ってきた方もいらっしゃいます。先ほどお話の中では今㈱〇〇〇〇の中心でやってるのは息子さんです。ただ、今現在息子さんでは、土地の所有は一つもないわけです。</p> <p>柴崎久男委員 今回だっけ、1万4、936平米、購入すればいいんじゃないですか。50a以上の条件がないんだから。個人で、申請すればいいんじゃないですか。そうすれば、50アール以上の資格条件も満たされるし。</p> <p>事務局 今現在その息子さん自体は㈱〇〇〇〇の社員ですね。はい確かにお話の通り、個人で独立という形で新規就農者となっていたかどうかであれば、</p> <p>柴崎委員 その方が私は将来信頼性があると見込んでます。</p> <p>事務局 そこまでは●●●●さんと話を、どうしますか、こうしようよという話まではしたことがないんですけども、現時点で、●●●●さんとしては、個人で買うか会社で買うかという、どっちがいいんだろうという中で税理士とかと相談した結果、個人で買おうかという、細かいところまで言えばそうかもしれませんが、個人で買えないかっていうと、買えなくはないものですからそのところで、認定農業者でもあり</p>
--	--	--

		<p>ますし計画書もあるという意味では、買う権利はあるなっていうところだと。</p> <p>柴崎久男委員 現実に農業はやってないでしょう。17aは。あとは草むしりなんか、みんな(株)〇〇〇〇や〇〇〇〇からみんな派遣してるんですよ。よくやってますよ(株)〇〇〇〇さんは、大したもんなんですよ。けども、私は会長個人で出てくるのはいかがかなと思って。皆さんにお諮りします。</p> <p>会長代理 もうちょっと単純に考えてみたらどうですか。例えば、私の息子が畑が欲しいんだけど、個人の力では買えないから面倒見る話になったときに、父ちゃんとしては、助け舟を出すしかないじゃないですか。そういうふうに単純に考えたときに、いいかどうかというふうに考えていただけると、もっとわかりやすくなる。</p> <p>柴崎久男委員 新規就農なら融資を受けられるんですよ。お父さんはその融資の保証人になればいい。過去の日本農業はそれでもよかったんです。個人の日本農業の姿が問われているんですよ。</p> <p>会長代理 それを皆さん、どうやっていこうかっていうのですけども、今回の申請に対して、ごくごく単純に考えると父ちゃんが助け舟出したんだというふうに考えると、もっと簡単かなと思います。実際にやられてることはみんなが良くやってるねというような認識ですから、そこを考慮したときに、父ちゃんと3名でやるんだ。というふうに考えると保留する必要があるかどうか。</p> <p>木村隆之委員 買った農地を(株)●●●●に貸すことは可能なかどうか。今までは1万1000㎡を●●さんが3条で取得をして、それを(株)●●●●に貸してるわけでしょ。それが可能かどうか。法律上、特に問題ないかなとは思っただけど。</p> <p>柴崎久男委員 許可を出した時点で見抜けなかったという事でしょう。</p> <p>菊地宏利委員 多分、柴崎委員は内容を知ってるからそう言ってますが、みんな農業委員は調べに来ますよね、行くけど、個人の内容をそこまでみんな聞いてくるかどうか。例えば親の名前で農家やってて、親はほとんど農家をや</p>
--	--	--

		<p>ってない。せがれがやっている。誰がやってるのかって話になってね、これは事務局が言ったように、要件満たしてるんだから、別にそれでもいいんじゃないかと思うんですよ。1件、1件これをやってたら、全部本当に親が農業できてるのか。奥さんがやってるのか、名前だけじゃないのかとなるじゃないですか。要件を満たしてればもう同意じゃないですかね。</p>
	事務局	<p>すいません今の話ですと、例えばお父様と息子さんの関係であると、同じ家に住んでいれば、例えば息子さんが150日農業に従事していればお父さんは農地を買うことができます。それが3条の要件に入るので、同じ世帯であれば可能です。</p>
	金井 栄委員	<p>今まで事務局と柴崎委員の方から話も聞いていて、手続き上は、問題はないというのが私の判断で、かといって柴崎委員さんがおっしゃったように、これからそういう形の違う申請が上がってくる可能性も十分あるっていうのは、私も同じ意見です。だとすれば、今後のことを、許可、不許可、保留ということじゃなくて、今後こういうケースが出てくるっていうことを想定して、注視していくということが今後のことでもいいのかなあと思う。ただスルーして、そういう形で許可相当とか何とかとかじゃなくて、例えば今後こういう議題で上がりましたっていうことで、こういう形も出てくる可能性もあると思うんで注視していくっていう方向でどうなんでしょう。</p>
	事務局	<p>ありがとうございます。柴崎委員さんに関してもうこれは駄目だという話をではなく、個人じゃなくて法人で買う方が良いのではないかというご提案に基づくご意見という形で解釈をさせていただきたいと思っております。確かにこういうケースって、今回の方もそうなんです、土地を今後持ってられないから買って欲しい。でも現実には土地を買ってくれるところもないというところでございます。直近で考えて(株)●●●●さん、●●●●さんが悪いというわけではなくて、皆さんご存知の通り、ネギなど、一生懸命やってるという(株)○○○○さんなら信用おけるんじゃないかというところ、そこは上程をする前に窓口の方でいろいろ話をさせていただいたところです。本当はそういう感情論的な、あの会社は、この会社はというのはよくないかもしれません。ただ、まだ駆け出しの会社でしたり、町外の会社よりは、長年実績を積んできた(株)○○○○さん(株)○○○○を作り上げてきた○○○○さんで、農地として買ってすぐ転売するわけではなく、農</p>

	<p>森島 了委員</p>	<p>業のために今後使っていくというところは、申請を受ける前の段階でいろいろ協議させていただいて感じたところではあります。最終的には農地を買う権利としては、法人も個人もあるということで、今回は会社側の判断で、個人の名前での申請になります。単純に申し上げますとそういう形になります。中身を突き詰めてしまうと、いろいろあるかと思えます。ケースバイケース。そういう中でも今回、〇〇さんといろいろ十分協議をさせていただいた上で、お受けさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1点だけ懸念材料として、事務局の方も把握しているとは思いますが、実際、(株)〇〇〇〇が農業としてしっかりやられていると委員からも報告があったようにきちんと管理をされてると思うんですけども、七本木地域の堤で、農地だと思いますが、農業をしっかりやって出たネギの皮が農地に山積みになって、異臭を放ってくる。ユンボでほじくり返して、おそらくもうそこは農地としては使えないじゃないかっていうような現状があります。借りたところでそんなことはできないんで、自分で取得しているところならそういうことも可能なので、どうかちょっと疑問ですけども、可能性としてはそういうことができる状況には置かれるので、大御堂の方で農地を取得しましたんで、あれがよその地区でもなっちゃうと、近所の住民にも迷惑かかるし、農地としても死んじゃうでしょうし、それはしっかり監視とかしないと、自分の土地であればそれはできちゃうようになるのでそこだけは釘をさすわけではないですけど、そういった方がいいのかなという感じはします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>堤の一部で確かに廃棄となるネギが山積みになっていて、町の方にも相談が来ておりまして、相談させていただいております。これは以前から(株)●●●●さんとお話しておりまして、あの状態ではまずいよと。そこに補助金を投資したり等、何か処理施設的なものが作れないか、計画をしようという形での話にはなっており、まだ具体的な何かが今のところないですが、それに対してはお話をいたしました。</p>
	<p>議長 尾崎保幸委員</p>	<p>他にございませんか</p> <p>ちょっといいですか。今意見のなかで気になったところで、皆さんはもう要するに売買のところが一番重</p>

		<p>要なんですけど、客観的にみて、まず私自身が感じたのが、農地が点在してるところの売買ですね。そういった中で、例えば10年後の農業っていう見た中で、農地中間管理機構というのが農地の集約化というふうに言ってるわけですよ。その観点を基本に考えますと、こういう、点在したところの売買、面積も多く、これはかなりその将来の町の長幡地区の農業に対しても、いずれこういった問題はこれからどんどん、自分でできないから中間管理機構に貸してくれって言うんですよね。それで貸すよりも売ってしまいたいっていう人も多々いるわけですよ。そうしたときに隣の人がやっているとところがある人が、そこにいったらどうですかとか、そういったことを少しずつでもやっていかないと、この集約化っていうのはできなくて、結局効率の悪い事業をやるのは続くと。逆にこういう売買の時期っていうのはチャンスじゃないかと思うんですよ。そういった話はやはり(株)●●●●さんにも、将来的にそういった隣の人の、話があったときには、もう快く貸してやれるとか、その辺もある程度約束じゃないですけども、こういったことをきちっと伝えて、将来の集約化の方向へ少しでも進めるように、今回もすんなり通しちゃって、その人がもう農業できなくなって、ただ人には貸したくない場合、バラバラに持っているとまたこの集約が非常に難しくなる。だからその辺は釘を刺すという話が先ほどもありますけれども、その辺をしっかりと伝えて、売買を進めてもらう事が必要なのかなと感じました。</p> <p>事務局 ありがとうございます。その通りで農地を集約するという意味では、飛び地に関してはなるべくなら近くの方にご購入していただけるような形の方が集約になりますので、中間管理をまとめていただけてます農地中間管理機構は、メインは貸し借りの形で動いていますが、特例の売買というところもございます。そういうところでも、今後こういうような話がありましたときに、いろいろ集約を踏まえた形の動きっていうんですかね、推進を形作っていきたいと思います。ありがとうございます。ただ今回に関しては、もうこれまた近くの方からどなたか購入者を決めてっていう、そのシステムというか、組織がまだしっかりそこまでできませんので、そういう意見がありましたというのは公社にも伝えながら、町の方でもそういう形で集約に向けた組織作りっていうのも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>事務局 まず1番だけよろしいですか。</p>
--	--	---

	議 長	では採決したいと思いますけれども、1番と2番を別して、1番だけ採決します。
	議 長	許可する方は挙手をお願いします。
	議 長	はい、全員賛成ということで、1番については許可します。2番についてはいろいろ意見がありましたので今日採決をするか保留にするかについて採決します。2番について、今日採決をした方がいいというかたは挙手をお願いします。
	事 務 局	～挙手の人数を数えて～ 8人ですね。
	議 長	保留の方が良いという方は
	事 務 局	～挙手の人数を数えて 4人ですね
	議 長	では、今日採決をするという事です。
	事 務 局	申し上げます。2番ですが、今お諮りしたところ採決をした方がよいというご意見だった方が8名、保留にした方がよいという方が4名でしたので、今日採決という形にさせていただいて、この後議長の方から許可、不許可というところで諮らせていただければと思います。
	坂本 茂委員	人数が足りないのでは。議長は良いけれど、代理は
	事 務 局	そうですね。代理はどちらですか。



<p>日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>会 長 代 理</p>	<p>採決でいいです。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>それでは採決が9人で保留が4人ということで、採決をするということになりまして、それでは採決で許可なのか不許可なのかというところをお願いできればと思います。よろしいですか。そういう運びで。ご意見いただきましたけどもよろしいでしょうか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>2番については、許可をするか、不許可にするかってことで挙手をしていただきたいと思います。許可する方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>全員挙手されておりますので、許可全員です。</p>
	<p>事 務 局 長</p>	<p>ありがとうございます。今許可をいただきましたが、金井委員様、柴崎委員様、尾崎委員や森島委員様の意見は●●さんの方には伝えて、今後、3条ということで健全な営農活動、農業委員からも、チェックを含めてやってくれということ、そしてこちらも委員も含めて注視、委員会も注視していくということは申し添えておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。だいぶ時間経ちましたので、休憩を5分ぐらい取りたいと思います。35分から開始させてください。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>～5分の休憩の後～</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>今月の農地法第4条の規定による議案につきましては1件でございます。農地法4条に関しましては、自分の土地を農地以外の目的にするものになります。5条に関しては、第三者がその土地を農地以外の目的にするというものでして、申請者は上里町〇〇△△にお住いの〇〇〇〇さん。所在は上里町〇〇〇〇△△地目は畑、面積は171㎡、目的は敷地拡張です。申請地は自宅南側に位置し、相続により取得した土地で現</p>

<p>日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>在の住宅敷地が極小のため、敷地の拡張をしたく申請するものです。</p>
	<p>柴崎久男委員</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当地区の委員より、現場確認の報告をお願いします。</p> <p>森島委員と2人で現地調査をしてきました。申請地の状況が農地の状況とは若干理解しがたい様子でしたが、管理されておりました。許可相当でよろしいかと考えます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から13番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 台湾〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 面積は493㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定になります。転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在妻と2人借家暮らしをしていますが、将来予想される子育てや親の介護等を考え、義父所有の土地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△△ 〇〇 〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 1,058㎡、地目は畑、権利内容は10年間の賃貸借</p>

		<p>権設定、転用目的は資材置場、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は国道17号バイパス工事の他、公共工事を主に請け負っている法人ですが、県内の資材置場が必要なため申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 1, 727㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地分譲6区画、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており商業施設、医療施設、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>4番、譲受人 上里町〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 291㎡、地目は畑、権利内容は50年間の賃貸借権設定、転用目的は駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は申請地の道路向い側に事務所を有し、運送業を営んでいる法人で業務用の車両を駐車する必要があることから申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 大阪府〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 茨城県〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 538.50㎡、地目は宅地、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は太陽光発電設備、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は宅地であるが、長期にわたり農地として利用があること、太陽光発電施設の需要があることから申請とまりました。</p> <p>6番ですが、譲受人 群馬県〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 281㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、家族3人で借家暮らしをしておりますが、手狭であることから自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>7番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△。面積は59㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転。転用目的は敷地拡張です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地に接続しています。申請地は譲受人の住宅西側に隣接する土地で現在の住宅敷地が極小のため敷地拡張をしたく申請す</p>
--	--	--

るものです。

8番ですが、譲渡人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△。面積は396㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、家族3人で借家暮らしをしておりますが、借家では手狭であることから自己用住宅を建設したく申請するものです。

9番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△〇〇 株〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 905㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建築条件付き宅地分譲5区画、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれ、住環境にも恵まれており商業施設、医療施設、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。

10番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ 株〇〇〇〇、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外5筆。面積は6,337㎡、地目は畑、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は砂利採取です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から10メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。

11番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ 株〇〇〇〇、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆。面積は7,110㎡、地目は畑、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は表土置場・搬出入路です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から10メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。

12番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ 株〇〇〇〇、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外3名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆。面積は9,519㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は表土置場・搬出入路です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から120メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。

		<p>13番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇〇△△△ 株〇〇〇〇、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外4名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外4筆。面積は9,966㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は表土置場・原石置場・搬出入路です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から120メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
議	長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
石倉	和宏委員	<p>1番について 現地確認しましたが、問題ありません。</p>
小暮	和利委員	<p>2番について 確認してきました。踏み切のすぐ近くです。結論から言うと問題ないですが、ただ、小学生の通学路になっているので、搬入する時には気を付けないといけません。搬入路が約3mぐらいしかないですね。縁石の間を入っていく。そこから現場まではスロープが入っているので、バックで入った場合、Uターンできるのか。奥が住宅なんです。これからなんでしょうけど、フェンスとかまだ内側にはなくて、踏切と接しちゃってるんで、小学生が簡単に踏切内には入れてします。元は踏切側に住宅があったんで入れなかったんですけど、その住宅がなくなってしまったので現状は簡単に入れてしまうという懸念があります。それから踏切から入り口が15m～20mぐらいの場所で、西も一時停止区間の場所なので、結構大型車も通ります。結構交通量もすごく激しいし、あと、7時ぐらいのラッシュ時はすごい多くて、ここは詰まっちゃうんですね、まだ橋が工事中で一車線しか通ってないので、ここまで渋滞が起きちゃって、結構大変な場所です。以上です。</p>
事	務局	<p>計画の中で、まわり中には1.8mネットフェンスで囲うということでございます。入り口は県土協議を済まされておりまして、どちらかという踏切よりも北側に近いところ4.2m縁石が空いてるところがあるんですが、そこからの車の出入りという形みたいです。確かに周りに資材をおいて中央は荷を積み場所、</p>

		車を展開させる場所という平面図がついてございます。以上です。
	石倉 和宏委員	3番について 問題ありません。
	森島 了 委員	4番について 確認しましたところ、現状はすでに掘り下げて整地してあって、残土が積んであり、農地としてはほど遠いのかなと思いました。区画整理地域内なので問題はないかと思いますが、申請はもう少し早くするべきじゃないかなという感じがしました。
	事 務 局	確かに周りが小高くなっています。実際には、泥を入れて車が置かれていたのも見受けられました。それを是正勧告させていただいて、是正をするということで、現況を戻しなさいという原形復旧をさせていただきました。現状も今、県と確認させていただいております、原形復旧と言われるものは農地を耕して、トラクターを入れて作物が植えられる状態にするのが原形復旧だと言われればそれまでなんですが、今現時点では、更地で草が生えてる状態であれば農地転用が駄目だとは言ってきていません。ただ、物置や、車が置いてあって実際使っているのはアウトなので、ちゃんと現状に戻すということは約束させたということで、今回申請したものでございます。以上です。
	飯塚 昭 委員	5番について 問題ありません。
	清水 忠之委員	6番、7番について 問題ありません。
	坂本 茂 委員	8番について 問題ありません。

<p>日程第5 議案第33号 農用地利用集積計画（案） について</p>	<p>金井 栄委員</p>	<p>9番について 問題ありません。</p>
	<p>清水 忠之委員</p>	<p>10番、11番について 県道藤岡本庄線から神川の方へ向かいまして、かなり交通量の激しいと思うんです。歩道はあるんですけども、子供たちの通学道路になってます。基本的に朝や夕方は車の交通には注意して、後は問題はありません。</p>
	<p>中久木大祐委員</p>	<p>12番、13番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>それでは質疑のある方は順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第5、議案第33号、農用地利用集積計画(案)について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>それでは議案第33号、農用地利用集積計画案につきましてご説明させていただきたいと思いますので、5ページをお開きください。上里町では5月1日と11月1日設定の年2回の利用権の受付を行っております。今回は11月1日からの設定としまして、農業委員会に提出のありました利用権について審議の程お願いいたします。内容については、9ページに概要表が載っておりますのでそちらをご覧くださいと思います。左から、利用権の期間、利用権の設定面積、田んぼ又は畑ということで載せてありまして、次に借り</p>

<p>日程第6 議案第34号 農用地利用集積計画「期間 借地(案)」について</p>		<p>手、貸し手になります。一番右側に賃借料の平均値が載っております。表の一番下に合計面積が載っておりますので、ご説明いたしますと、田んぼが21,155㎡、畑が79,611㎡の申請がありまして、合計で100,766㎡となっております。全部で64筆です。詳細につきましては、11ページから12ページまでに全筆、載せてあります。11ページの表の見方ですけれども、まず左頃に農地の地番次に地目別の面積、そして利用権を受ける耕作者、耕作者の方の今現在の耕作面積、住所と名前になります。次に利用権の設定をするものとしまして、地権者のお名前とご住所です。設定する利用券につきましては、内容が畑か田んぼ、また期間について載せております。利用権の設定につきましては法律改正により令和7年4月以降廃止となります。中間管理事業への移行が進んでおり件数が減ってきています。合計面積ですが12ページの一番下になります。全部で64筆、田んぼが21,155㎡、畑は79,611㎡で合計で100,766㎡の申請がありましたのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ただいま説明がありましたが、質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
		<p>～全員挙手～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請通り承認とすることに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第34号 農用地利用集積計画「期間借地」(案)について、事務局による説明を求めます。</p>	
<p>議 長</p>	<p><b>【議案説明】</b> ひびきの農産及び本庄にありますけや木穀作に麦を出荷する方々が設定する11月から6月までの期間借地です。期間借地につきましても審議が必要になります。14ページをお開きください。14ページからは</p>	



[ そ の 他 ]		<p>ひびきの農産物(株)が期間借地の設定をしている農地です。左から土地の所在、地番、地積、貸付人になります。次に設定年度、貸付年数、土地の地権者名です。空白の農地については地権者と耕作者が同一の場合になっております。合計ですが78筆、田が75, 627㎡、畑が47, 173㎡、計122, 8001㎡になります。次に15ページをお開き下さい。本庄市の農事組合法人けやき穀作が期間借地の設定をしている農地です。上里町に4筆借りており麦を出荷しております。面積は田んぼが6, 534㎡、畑が1, 000㎡、併せて7, 534㎡になっております。こちらの期間借地につきましても、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案通り承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～全員挙手～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案通り承認することに決定いたします。</p> <p>以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。</p>
	議 長 事 務 局	<p>つづきましてその他としまして事務局よりお願いします。</p> <p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地パトロール調査表の回収について・・・判断基準が難しいので農業委員会の中で同じ物差しで見れるよう、代表的な写真を撮って視覚的に見慣れるような体制にしてほしい。</li> <li>・農地利用最適化活動について（情報交換会）</li> </ul>

[閉 会]	坂本 茂委員  会 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次回の農業委員会日程及び情報交換会について 11月24日 金曜日 協議会室</li><li>・ 町内でおきた農業被害へのJAの対応について報告</li></ul> <p>以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。 これもちまして本日の定例総会を閉会いたします。</p>
----------	-----------------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和5年10月25日

議 長

印

(菊地 宏利委員)

署 名 人

印

(須田 和弘委員)

署 名 人

印